

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書

現在、地方分権改革を推進するため、国から地方への事務・権限の移譲等についての検討が行われている。

しかしながら、安全な不動産取引等の実現を通じて重要な財産を守り、国民の権利擁護に寄与する登記制度は、高い中立性・公平性が求められることから、その事務や権限については、今後も、国の機関である法務局において全国的に統一された基準により直接行われる必要がある。

また、登記事務の執行にあたっては、全国的に統一した法解釈や運用により実施されることが必要であり、民法・会社法・民事訴訟法等の高度な法律的専門知識・能力に基づく判断が求められることから、地域によって運用に格差が生じることのないよう、登記事務に従事する専門職員の教育や研修についても、国において一元的かつ体系的に実施していくべきである。

よって、国会及び政府においては、現在、法務局が担っている登記の事務・権限等の地方への移譲に際して、地方自治体の意向を十分尊重するなど慎重に対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）12月11日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党及び

市民ネットワーク北海道所属議員全員並びにみんなの党木村彰男議員